

自転車の酒気帯び運転も 罰則の対象です！

**3年以下の拘禁刑 または
50万円以下の罰金**



法改正により、R6年11月1日から
自転車の酒気帯び運転に罰則が適用されるようになりました。
この機会に今一度、自転車の使い方を見直してみてください。



法改正後、こんなケースが・・・

例1 60歳代／男性

ふらつきながら自転車運転していた。パトロール中の警察官が職務質問をしたところ、酒気帯び運転が発覚し、現行犯逮捕。

例2 70歳代／男性

道路の中央を走行しており、警察官が職務質問。買い物後、帰宅途中だったが、酒気帯び運転が発覚し、現行犯逮捕。

例3 60歳代／女性

勤務先で飲酒し帰宅途中に酒気帯びで自転車運転。道路脇の側溝に転落、頭部から出血する等の交通事故を起こし、救急搬送。



**こんな場合も
罰則の対象です！**

車両提供罪

・知人と一緒に飲酒。お開きの際、知人に「自転車を貸して欲しい」と頼まれた。貸した自転車で、知人が飲酒運転をした。

【酒気帯び運転をするおそれのある人に車両を提供した場合の罰：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金】

酒類提供罪

・居酒屋で、店員が自転車来店客に酒類を提供した。
・知人が自転車で帰宅するとわかっていながら酒を勧め、知人が飲酒運転をした。

【酒気帯び運転をするおそれのある人に酒類を提供した場合の罰：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金】

同乗罪

・知人と飲酒後、目的地まで送ってほしいと頼み（頼まれ）、自転車に二人乗り。
・知人が飲酒しているとわかっていながら自宅まで送ってもらうつもり（暗黙の了解）で自転車に二人乗り。

【酒気帯び運転をする人に自己の運送を要求・依頼し、自転車に同乗した場合の罰：2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金】